

令和4年度 子ども・子育て支援新制度における日南市の利用者負担額

(単位 円)

No.	区分		利用者負担額(月額)							
			1号認定		2号及び3号認定					
			満3～5歳		3～5歳(学年齢)			0～2歳(学年齢)		
			階層	幼稚園、認定こども園	階層	標準時間	短時間	階層	標準時間	短時間
1	生活保護世帯		(1)	0	A	0	0	A	0	0
2	市町村民税 非課税世帯	母子等の世帯	(2)	0 (0)	B	0 (0)	0 (0)	B	0 (0)	0 (0)
		その他の世帯		0 (0)		0 (0)	0 (0)		0 (0)	
3	市町村民税 均等割のみ課税	母子等の世帯	(3)	0 (0)	C1	0 (0)	0 (0)	C1	6,500 (0)	6,400 (0)
		その他の世帯		0 (0)		0 (0)	0 (0)		14,000 (7,000)	13,800 (6,900)
4	48,600円未満	母子等の世帯	(4)	0 (0)	C2	0 (0)	0 (0)	C2	7,500 (0)	7,400 (0)
		その他の世帯		0 (0)		0 (0)	0 (0)		16,000 (8,000)	15,800 (7,900)
5	48,600円以上 57,700円未満	母子等の世帯	(4)	0 (0)	D1	0 (0)	0 (0)	D1	9,000 (0)	9,000 (0)
		その他の世帯		0 (0)		0 (0)	0 (0)		23,000 (11,500)	22,700 (11,350)
5'	57,700円以上 75,000円未満	母子等の世帯	(4)	0 (0)	D1'	0 (0)	0 (0)	D1'	9,000 (0)	9,000 (0)
		その他の世帯		0 (0)		0 (0)	0 (0)		23,000 (11,500)	22,700 (11,350)
6	75,000円以上 77,101円未満	母子等の世帯	(4)	0 (0)	D2	0 (0)	0 (0)	D2	9,000 (0)	9,000 (0)
		その他の世帯		0 (0)		0 (0)	0 (0)		25,000 (12,500)	24,600 (12,300)
7	77,101円以上 137,000円未満		(5)	0 (0)	D3	0 (0)	0 (0)	D3	25,000 (12,500)	24,600 (12,300)
8	137,000円以上 176,000円未満			0 (0)		D4	0 (0)		0 (0)	D4
9	176,000円以上 211,201円未満		(5)	0 (0)	D5	0 (0)	0 (0)	D5	41,000 (20,500)	40,400 (20,200)
10	211,201円以上 217,000円未満			0 (0)		D6	0 (0)		0 (0)	D6
11	217,000円以上 263,000円未満		(6)	0 (0)	D6	0 (0)	0 (0)	D6	48,000 (24,000)	47,200 (23,600)
12	263,000円以上 317,000円未満			0 (0)		D7	0 (0)		0 (0)	D7
13	317,000円以上		(6)	0 (0)	D8	0 (0)	0 (0)	D8	50,000 (25,000)	49,200 (24,600)

- \* 未婚のひとり親については、地方税法上の寡婦(寡夫)控除が適用されます。
- \* この利用者負担額とは別に、教材費や通園バス代などの実費徴収がある場合があります。
- \* 各号ともに、利用時間を超えて施設を利用される場合には、別途、各施設が決めた利用料がかかります。  
利用時間を超える利用とは、1号の場合は、一時預かり(幼稚園型)、2号、3号の場合は、延長保育のことで。
- \* 3号認定の利用者負担(月額)各欄の下段は、同一世帯から2人入園している場合の第2子の利用負担額。第3子以降は0円です。  
なお、以下の階層については、第何子の決定をする際の子どもの年齢制限はありません。

[B、C1、C2、D1 (D1' 除く)]

- \* 各階層の決定は、8月以前は前年度分、9月以降は当年度分の市町村民税額により算定されます。
- \* 住宅借入金特別控除は国の制度により利用者負担額算定の際に適用されません。
- \* 指定都市からの転入者の場合、市長村民税所得割に6/8を乗じた額をもとに算定します。
- \* 年収360万円未満相当世帯(※1)及び第3子(※2)については、副食費が免除されます。

※1 1号認定…階層(1)～(4)の世帯 2号認定(学年齢3歳以上)…階層(A)～(D1)

※2 1号認定…小学3年生までのうち、最長児童を第1子とカウント 2号認定…未就学児のうち、最長児童を第1子とカウント